

公益財団法人 ソロプチミスト日本財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人ソロプチミスト日本財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市下京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、ソロプチミスト精神に則り、さまざまな奉仕活動に対する援助、協力を行うことにより、より豊かな生活の実現及び国際相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性の人権の尊重並びに地位向上を目的とする活動への顕彰及び支援
 - (2) よりよい社会の形成と発展を推進するための活動や不当な差別及び偏見を抑止する活動に対する顕彰及び支援
 - (3) 男女共同参画社会の推進活動に対する顕彰及び支援
 - (4) 児童及び青少年の健全育成活動に対する顕彰及び支援
 - (5) 自然環境保護活動に対する顕彰及び支援
 - (6) 開発途上国等への国際協力活動に対する顕彰及び支援
 - (7) 人々の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする活動に対する顕彰及び支援
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産はこれを処分し、または担保に供することができない。
ただし、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理と運用)

第6条 この法人の財産は、理事長の命を受けて常務理事が管理し、その方法は、理事会で別に定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認

を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員10名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会にて行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（その代表者）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員のうちには、理事又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(4) 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員の選任の決議は、第19条による。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 評議員の選任及び解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時の評議員会を開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事及び監事を選任する議案の決議は、候補者ごとに行い一括して決議してはならない。また理事又は監事の候補者が定数を上回る場合は、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数を選任する。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事について法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、その評議員会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第22条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く

- (1) 理事 8名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって「一般社団及び一般財団法人に関する法律」に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の構成)

第24条 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 3 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長はこの法人を代表し、業務を執行する。
- 3 常務理事は理事長を補佐し、業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事会に出席し理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び事務局員に対し事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、この定款の第40条に定める維持会員でない監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める

(相談役)

- 第31条 この法人に、任意の機関として相談役を置くことができる。人数は3名以下とする。
- 2 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 3 相談役の任期は2年とする。
 - 4 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じる
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる
 - 5 相談役は無報酬とするが、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第32条 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 2 議長は理事長とする。理事長が欠席の場合は常務理事とする。

(権限)

- 第33条 理事会は年2回開催するほか、理事長が必要と認めるときは招集する。
- 2 理事会は次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 相談役の選任及び解任

(招集)

- 第34条 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(理事会への報告の省略)

- 第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事について法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 会 員

(維持会員及び賛助会員)

第40条 この法人に、維持会員及び賛助会員を置く。

- 2 維持会員は、国際ソロプチミストアメリカ日本5リジョンの会員で、理事会の定める財団維持費を納める者とする。
- 3 賛助会員は、この法人の目的及び事業に賛同し、理事会の定める会費を納める者とする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第41条 この法人事務を処理するため、事務局を置き、局員若干名を置く。

- 2 事務局長は理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 3 職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の運営管理に必要な規定は別途定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法とする。

第12章 補 則

(保有株式等の権利行使の制限)

第47条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対し株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

付 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事 田中 田鶴子 的野 純子 藤井 みどり 富山 周子 林 登季子
菅原 恵美子 一色 典子 南 玲子 福田 千鶴子 永山 絃子
監 事 木田 喜代江 谷脇 ユミ子

4 この法人の最初の理事長は田中田鶴子、常務理事は的野純子、藤井みどりとする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

篠島 恵里子 高橋 すみ 池内 佐和子 田村 裕子 木下 朝美
遠藤 妙子 吉住 喬子 千 容子 藤井 信子 市ヶ谷 洋子
篠河 玲子 田中 和美 中内 安子 早原 彰子 立花 幸枝

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
預貯金 定期預金	200,000,000円

付 則（平成28年11月9日）

1 定款第30条第1項の変更については、平成28年11月9日から施行する。